

高浜発電所第 3, 4 号機
原子炉格納容器電気配線貫通部改造工事に
係る設計及び工事計画認可申請

コメント回答について

2022年10月
関西電力株式会社

<10/14 ヒアリングコメント>

- ヒアリングコメントNo.1
条文整理表58条において、使用前事業者検査段階の要求であることを明記すること。（21条と同様の整理）
- ヒアリングコメントNo.2
A種漏えい試験について、JEAC要求に伴う温度の測定方法について説明すること。また、検査時間 約24時間について規格に準じた記載内容とすること。
- ヒアリングコメントNo.3
B種漏えい試験について、試験時に接続する圧力計の精度（JEAC4203を満足していること）、取付位置、系統構成を明記すること。（p58概略系統図に追記）
- ヒアリングコメントNo.4
アニュラスの気密性確保のため、外部遮蔽壁ケーブル貫通箇所のシール構造について説明すること。また、シール部の申請上の扱いを明確にすること。
- ヒアリングコメントNo.5
添付資料4 火災防護対象機器の選定の考え方を整理し説明すること。

<回答>

コメント内容を踏まえ、資料2「補足説明資料」を修正した。具体的な修正箇所は以下のとおり。

- ヒアリングコメントNo.1
資料2 P28「10.設計及び工事計画認可申請における適用条文等の整理について」において、58条「耐圧試験等」については使用前事業者検査段階の要求であることを追記した。
- ヒアリングコメントNo.2,3
資料2 P55～59「12.技術基準等要求事項と検査関連の整理について」において、A種及びB種漏えい率試験時の計量器精度・温度測定箇所の追記及び、B種試験時の試験用圧力計の取付箇所を追記した。
- ヒアリングコメントNo.4
資料2 P86～89「18.技術基準規則34条（計測装置）、73条（計装設備）の適用要否について」において、外部遮蔽壁側貫通部のシールの申請上の扱い及び構造について追記した。

➤ ヒアリングコメントNo.5

資料3 「火災防護に関する説明書」の内、「火災防護を行う機器等の選定」について、電気ペネトレーション本体及び接続されるケーブルを選定していたが、既工認において当該機器等は火災防護を行う機器等に該当しないことから、添付資料の記載の見直しを行う。具体的には、電気ペネトレーションを設置する火災区域及び火災区画における火災防護対策を説明する内容とする。なお、その火災防護対策については、既工認からの変更はない。

以 上